

21

国会のしくみと役割

1 国会の地位と権限

1. 国会の地位…「国権の① **最高** 機関」「唯一の② **立法** 機関」
2. 国会の権限…法律の制定, 予算の議決, 条約の承認, ③ **内閣総理大臣** の指名, ④ **憲法改正** の発議, ⑤ **国政調査権** の行使, ⑥ **弾劾裁判所** の設置など
3. 法律の制定…多くは内閣が提出する法律案→「議員立法」より成立数が多い
 - ・⑦ **委任立法** …法律の具体的な内容は, 法律ではなく, 内閣が制定する政令などで定められること

2 国会の運営と衆議院の優越

1. 二院制…国会は, 衆議院と⑧ **参議院** で構成される
2. ⑨ **委員会** 制度…少数で審議→可決後にその院の⑩ **本会議** で審議
3. 衆議院の優越…両院の議決が異なったときに認められる

法律案の議決	⑪ 両院協議会 の開催は任意。衆議院で出席議員の⑫ 3分の2 以上の賛成で再可決すれば成立
⑬ 予算 の議決	衆議院の議決が国会の議決となる。⑬は内閣が作成し, 先に衆議院に提出する(⑬の先議権)
⑭ 条約 の承認	衆議院の議決が国会の議決となる
⑮ 内閣総理大臣 の指名	衆議院の議決が国会の議決となる
⑯ 内閣不信任 決議	衆議院のみ

- ・⑬の議決・⑭の承認・⑮の指名で両院の議決が異なった場合…必ず⑪を開き, それでも一致しない場合は衆議院の議決が国会の議決となる
4. 国会の種類
 - ・常会(⑰ **通常** 国会)…毎年1月に召集される。会期は150日
 - ・臨時会(⑱ **臨時** 国会)…必要に応じて召集される
 - ・特別会(⑲ **特別** 国会)…衆議院の解散による総選挙後30日以内に開催
 - ♣緊急集会…衆議院解散中に緊急事態が生じたときに, 内閣が⑧に開催を求める
 5. 二院制の採用…通常, 性格の異なる二つの院を置くことが多い

アメリカ	下院…各選挙区の代表, 上院…各州の代表。連邦国家ゆえ二院制を採用
イギリス	下院…国民が選出した代表, 上院…貴族で構成
日本	選挙制度に違いはあるが, 国会議員の属性に差異なし→⑧の必要性が議論

3 国会の現状

1. 政治家主導へ…⑳ **党首討論**, 副大臣や㉑ **大臣政務官** の導入
2. さまざまな問題…㉒ **族議員** の弊害や, 「官邸主導」の政治による国会議員活動の埋没, 形骸化する国会審議

SUPPORT

- ②法律を制定する機関であること。
- ⑤証人の出頭や証言を求めることができる。
- ⑥罷免の訴追を受けた裁判官を裁判する。
- ⑨両議院に17の常任⑨と特別⑨が置かれている。
- ⑪両院の議決が異なったときに開かれる。
- ⑬1年間の財政活動の見積もり。内閣が作成し, 国会が議決する。
- ⑭二国間以上の文書による合意。内閣が締結し, 国会が承認する。
- ⑮首相のこと。国務大臣を任命し, 内閣を組織する。
- ⑯これが可決されると, 内閣は総辞職するか, 衆議院を解散して民意を問う。
- ⑰イギリスのクエスチョン・タイムがモデル。国家基本政策委員会で開催。
- ⑱大臣を補佐し, 特定の政策や企画に参画する役職。副大臣と同様, 通常は国会議員がその職に就く。
- ⑲特定の委員会に長年所属し利権を築く議員。

1 国会の地位と権限

- ・「国権の最高機関」とは、内閣や裁判所よりも国会の権限が強いという意味ではない。国民は、内閣や裁判官を選ぶことはできないが、国会議員を選ぶことはできるという意味である。主権者である国民にもっとも近い機関である国会の意思を重視して、国政を運営することが求められる。
- ・国会以外においても、政令・規則・条例などの法を制定することができる。ただし、すべて国会が制定する法である「法律」に基づかなければならない。
- ・国会では大枠の法律だけを定め、政令や省令などによって細目は行政府が決定する委任立法が少なくない。また法律の成立率も、議員立法よりも内閣立法の方が圧倒的に高い。

2 国会の運営と衆議院の優越

- ・委員会制度は、提出される法律案を、本会議にかける前に少人数の議員によって検討する制度である。常任委員会(予算委員会や内閣委員会など)と特別委員会がある。審議は原則として非公開である(本会議は原則公開)。重要な案件では公聴会を開き、利害関係者や学識経験者から意見を聞くことがある。予算案では、必ず公聴会を開催する。

3 国会の現状

- ・諸外国では一院制の国も多いが、二院制には、国民の意見が幅広く反映され、より慎重な審議を可能にするメリットもある。世界では、上院議員を国王の任命で選出する形態(イギリスなど)や、連邦制国家に見られる形態(アメリカなど)などがある。日本では、良識の府といわれた参議院の政党化も進み、二院制の意義が問われている。
- ・国会審議活性化法(1999年成立)に基づき、党首討論が行われている(国家基本政策委員会で開催)。また、政府委員制度(官僚が大臣に代わって答弁する)の廃止などの改革も行われた。

TRY

- ☐ ① 国会は、国の唯一の何であると憲法に定められているか。
- ☐ ② 各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で何を発議するのか。
- ☐ ③ 国会に設置され、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判できる機関は何か。
- ☐ ④ 国会は二院制であるが、衆議院ともう一つは何か。
- ☐ ⑤ 法律や予算の議決などで衆議院に認められている権限を何というか。
- ☐ ⑥ 両院の議決が異なったときに開かれる会議を何というか。
- ☐ ⑦ 法律案で両院の議決が異なるとき衆議院の再可決に必要な議員数を答えよ。
- ☐ ⑧ 内閣に対して国会が承認するものは何か。
- ☐ ⑨ 衆議院の解散による総選挙後に開かれる国会を何というか。
- ☐ ⑩ 特定の委員会に長年所属することで利権を築く国会議員を何というか。

- ① 立法機関
- ② 憲法改正
- ③ 弾劾裁判所
- ④ 参議院
- ⑤ 衆議院の優越
- ⑥ 両院協議会
- ⑦ (出席議員の) 3 分の 2 以上
- ⑧ 条約
- ⑨ 特別会(特別国会)
- ⑩ 族議員